

実務経験証明書

下記の者は、造園 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

実務経験により専任技術者になる場合に必要な証明書。
(特定建設業許可では、実務経験により監理技術者になる場合(指定建設業は不可)にも必要)

平成 24年 4月 1日

証明者は、証明期間内に被証明者が在籍していた法人又は個人事業主。
証明者が申請者以外の建設業者の場合は、許可番号、許可日、許可業種を左の余白に記入する。

青森市長島1丁目1番1号
青森土木 株式会社
証 明 者 代表取締役 青森 太郎 印

被証明者との関係 社員

記

技術者の氏名	工藤 三郎	生年月日	S.50.4.1	使用された期間	平成 5年 4月から
使用者の商号又は名称	青森土木 株式会社	実務経験を得た当時の商号又は名称を記入する。			平成 22年 3月まで
職名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
工事部現場主任	〇〇庭園工事			10年 4月から10年 8月まで	
〃	〇〇緑道整備工事			10年 9月から11年 3月まで	
工事課工事係長	□□園庭改修工事			11年 4月から12年 3月まで	
<p>〇実務経験で専任技術者になるために必要な期間</p> <p>【一般建設業】 建設業法第7条第2号イ 大学(所定学科:別表2)卒業者…3年以上 高等学校(所定学科:別表2)卒業者…5年以上 建設業法第7条第2号ロ 10年以上 建設業法第7条第2号ハ ①登録地すべり防止工事試験に合格した者、登録計装試験に合格した者、建築士法第20条第3項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者…合格後1年以上 ②職業能力開発促進法による技能検定2級に合格した者…合格後3年以上(H16.4.1以前の合格者は1年以上) ③電気工事士法による第2種電気工事士免状の交付を受けた者…交付後3年以上 ④電気事業法による電気主任技術者免状の交付を受けたもの…交付後5年以上 ⑤電気通信事業法による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者…交付後5年以上</p> <p>【特定建設業】 一般建設業で必要な期間に加え、指導監督の実務経験(様式第十号)2年以上が必要です。(指定建設業の場合は実務経験で専任技術者になることは出来ません。)</p>					
				12年 4月から12年12月まで	
				3年 4月から14年 3月まで	
				4年 4月から15年 3月まで	
				5年 4月から16年 3月まで	
				6年 4月から17年 3月まで	
				7年 4月から18年 3月まで	
				8年 4月から19年 3月まで	
				19年 4月から20年 3月まで	
				20年 4月から21年 3月まで	
				21年 4月から22年 3月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	やむを得ない事情により自己証明する場合に、その理由を記載する。 例)平成〇年〇月〇日会社解散のため 平成〇年〇月〇日事業主死亡のため 等			年 月から 年 月まで	
				合計 満 10年 7月	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成する。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

記載した実務経験年数の合計を記載。始まりの月は算入しない。